

低所得者の介護保険料軽減強化について

1 概要

令和元年度から消費税率 10%への引上げによる増収分を財源として、国による低所得者の介護保険料軽減強化が実施されています。今般、令和 2 年度からの消費税率 10%引き上げの満年度化に伴い、介護保険法施行令の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日から施行されました。そのため本市においても令和 2 年度の介護保険料への軽減を適用するため、半田市介護保険条例の一部を改正するものです。

2 半田市介護保険条例の一部改正内容

○第 5 条 (保険料率)

- ・第 5 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「23,020 円」を「19,730 円」に改める。
- ・同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「39,130 円」を「32,880 円」に改める。
- ・同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「47,680 円」を「46,040 円」に改める。

3 半田市介護保険料軽減の考え方

国の示す保険料基準額に対する割合については、第 1 段階が 0.3、第 2 段階が 0.5、第 3 段階が 0.7 となっており、本市においても低所得者に対する負担軽減を図るため、同様の割合とするものです。なお、令和元年度において、保険料軽減の完全実施となる本年度の半分の軽減幅で実施済です。

段階	(A)	平成 30 年度 (B)		令和元年度 (C : 現行)		令和 2 年度 (D)		差 (C) - (D)	
	軽減前 保険料 率	保険料 率	保険料 年額 (円)	保険料 率	保険料 年額 (円)	保険料 率	保険料 年額 (円)	軽減幅	軽減額 (円)
第 1 段階	0.45	0.40	26,310	0.350	23,020	0.3	19,730	0.05	3,290
第 2 段階	—	0.69	45,380	0.595	39,130	0.5	32,880	0.095	6,250
第 3 段階	—	0.75	49,320	0.725	47,680	0.7	46,040	0.025	1,640

【保険料基準額 65,760 円／年額】

※第 1 段階は平成 27 年 4 月から軽減を実施し、保険料率を 0.45 から 0.40 にしています。

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。